

事務連絡
平成 20 年 7 月 15 日

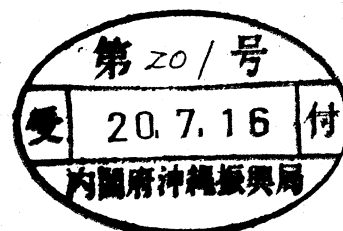
内閣府沖縄振興局
総務課事業振興室 御中

総務省行政評価局
独立行政法人第二・特殊法人等担当室
(政策評価・独立行政法人評価委員会事務局)

沖縄科学技術研究基盤整備機構理事の業績勘案率について

政策評価・独立行政法人評価委員会委員に対する当該理事の退職金の業績勘案率に関する当室からの事前説明において、関係委員から、別紙のとおり、貴府独立行政法人評価委員会において、法令違反や規程の未整備という問題が当該理事の業績勘案率に十分に勘案されていないのではないかという強い疑念が示され、1.0の業績勘案率については、意見なしとすることはできないとの意見が呈されました。

つきましては、以上の点を踏まえて、当該理事の業績勘案率案に変更がある場合は、速やかにご連絡ください。



(別紙)

- 法令遵守は極めて重要な法人運営の基本であり、旧白雲荘の改修工事の契約について法律の規定に反して情報を公表していなかったという法令違反の事実は、担当理事の業績を検討する上で重大であると考ええる。
- また、規程等を整備する責務を負っている担当理事であることから、必要な規程等が整備されておらず当該事態を招いたことは重大な問題であり、その後、当該理事が法人の業務運営上必要な改善措置を講じたとしても、それは当然のことであり看過できるものではないと考える。
- なお、当該理事は主任研究員の採用等において大きな成果を上げたとされているが、どのように大きな成果を上げていようとも、このような重大な問題が生じていることに鑑みれば、理事の職責と今回案件を民間の事案になぞらえた場合に想定される処分問題を十分に相殺する程度のプラス要素として考慮すべきではないと考える。
民間の感覚では、このような法人運営に関して、法人の信頼を大きく損なう重大な問題が生じているにもかかわらず、担当役員としての責任が問われないということは社会通念上もあり得ないと考ええる。
- 以上のことから1.0の業績勘案率については、意見なしと回答することはできないと考える。